

西日本工業大学利益相反マネジメント規程

制定年月日：令和5年11月16日

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、西日本工業大学（以下「本学」という。）及び本学の教職員が産学官連携活動等を行うに当たり、利益相反状況を適切に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において教職員とは次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 利益相反マネジメント委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 この規程に基づく利益相反のマネジメントの対象は、本学が株式を保有する場合及び教職員が次の各号に掲げる活動を行う場合とする。

- (1) 産学官連携活動（企業等への兼業、共同研究又は受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金又は原稿料等）若しくは便益（物品、設備又は人員等）の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合
- (3) 利害関係を有する企業等へ教職員等が関与する知的財産権を技術移転する場合
- (4) 利害関係を有する企業等から物品又は役務等を購入する場合
- (5) 利害関係を有する企業等の諸事項を評価する場合
- (6) 利害関係を有する企業等の業務に学生等を従事させる場合
- (7) その他利益相反委員会を対象と認める場合

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 利益相反に関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの改廃に関する事。
- (2) 利益相反マネジメントの施策に関する事。
- (3) 本学としての利益相反状況に関する事。
- (4) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関する事。
- (5) 利益相反マネジメントのための調査及びその手続きに関する事。
- (6) 利益相反に係る社会への情報公開に関する事。
- (7) その他学長の諮問する事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第6条 委員会は、前条第5号に規定する調査を次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反マネジメント自己申告書（様式1）の請求
- (2) 事情聴取
- (3) 助言又は指導等
- (4) 状況観察
- (5) その他必要と認める方法

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 工学研究科長
- (4) 工学部長、デザイン学部長
- (5) 地域・産学連携センター長
- (6) 大学事務局長

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第5号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第9条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第11条 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査、勧告、決定等の手続き)

第12条 委員会は、第6条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、教職員の利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審議する。

- 2 委員会は、活動を改善する必要がある者に対して、改善勧告を行う。
- 3 委員会は、前項の改善勧告を行った場合、当該者の状況を観察する。
- 4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服がある場合、申出により委員会に再審査を請求することができる。
- 5 委員会は、前項の再審査の請求を受けた場合、速やかに再審査を行うものとする。
- 6 学長は、前項の報告を受け、当初の勧告と同様に当該活動について改善が必要であると認める場合、当該者に対して改善を命じ、改善が必要でないとする場合、改善勧告を取消すとともに、その旨を当該者に通知する。

(利益相反マネジメントアドバイザー)

第13条 委員会に対し、専門的見地からアドバイスを行うため、利益相反マネジメントアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

- 2 アドバイザーは、学内外の専門家を当て、学長が委嘱する。

(利益相反マネジメント自己申告書等の保存)

第14条 委員会は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(研修等の実施)

第15条 委員会は、教職員を対象とした利益相反に関するセミナー等を適宜開催する。

(情報公開)

第16条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

- 2 委員会は、情報公開に当たって、教職員及びその他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(相談窓口)

第17条 利益相反マネジメントに関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、総務企画課の職員をもって充てる。

3 相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて、地域・産学連携センター長に報告するものとする。

(委員等の義務)

第18条 委員会の委員及び担当事務職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(所管)

第19条 この規程に関する事務は、総務企画課が所管する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和5年11月16日から施行する。